

## 1. 合格基準等

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書等の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における平成28年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

採点のポイント	<p>(1) 空間構成            ①建築物の配置計画            ②ゾーニング・動線計画            ③要求室等の計画            ④建築物の立体構成等</p> <p>(2) 意匠・建築計画            ①要求室の機能性・快適性等            ②図面、計画の要点等の表現・伝達</p> <p>(3) 構造計画            ①大スパン架構における上部構造の構造種別・架構形式、スパン割り及び部材の断面寸法の計画            ②大空間における天井等の落下防止対策の考え方            ②地盤条件及び経済性を踏まえて採用した基礎構造の計画</p> <p>(4) 設備計画            ①自然エネルギーの利用方法とその省エネルギー効果            ②自然採光及び自然換気の利用</p> <p>(5) 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合            ①「要求図面のうち1面以上欠けるもの」、「計画の要点等が完成されていないもの」又は「面積表が完成されていないもの」            ②地上3階建てでないもの            ③図面相互の重大な不整合（上下階の不整合、階段の欠落等）            ④建築面積が1,260㎡以下でないもの            ⑤床面積の合計が2,000㎡以上、2,500㎡以下でないもの            ⑥次の要求室・施設等のいずれかが計画されていないもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、調理室、幼児用便所①、医務室、保育所玄関、事務室①、屋外遊戯場、集会室、プレイルーム、図書室、工作室、児童クラブ室、育児交流室、育児相談室、幼児用便所②、受付、事務室②、屋上広場、エントランスホール、前述以外の便所、機械室又は設備スペース、エレベーター</p> </div> <p>⑦その他設計条件を著しく逸脱しているもの</p>
採点結果の区分 (成績)	<p>○採点結果については、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階区分とする。</p> <p>ランクⅠ：「知識及び技能」*を有するもの            ランクⅡ：「知識及び技能」が不足しているもの            ランクⅢ：「知識及び技能」が著しく不足しているもの            ランクⅣ：設計条件及び要求図書に対する重大な不適合に該当するもの</p> <p>*「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。</p> <p>○なお、採点の結果、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのそれぞれの割合は、次のとおりであった。            ランクⅠ：42.4%、ランクⅡ：27.1%、ランクⅢ：20.7%、ランクⅣ：9.7%</p>
合格基準	採点結果における「ランクⅠ」を合格とする。

## 2. その他

試験問題及び標準解答例は、(公財)建築技術教育普及センターのホームページに掲載します。